

広
報

すすかかめやま

地区広域連合

No.
72

目次

介護保険のお知らせ

- ・社会福祉法人等による利用者負担軽減制度について P2~P3
- ・介護保険 要介護(要支援)認定手続きについて P4~P6
- 地域包括支援センター移転のお知らせ P7~P8
- 広域連合議会の動き P8

3

2025

Spring

関宿重要伝統的建造物群保存地区(亀山市関町)

関宿は、昭和59年12月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、40年の節目を迎えました。

今後も東海道の宿場町で唯一の伝建地区として、歴史的風致を後世に継承していきます。

「社会福祉法人等による利用者負担軽減制度」について

社会福祉法人が運営する事業所などで、介護保険サービスを利用する際の利用者負担を軽減するもので、申請により「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」の交付を受けると、利用者負担額(1割負担分)などの軽減が受けられます。



まずは、利用者負担軽減制度について説明します。

軽減制度の対象者(1)

<p>対象となる要件</p>	<p>市町村民税非課税世帯であり、以下の全ての要件に当てはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。 ② 預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。 ③ 日常生活で使用する資産(居住用の家屋やその土地、自動車など)以外に活用できる資産がないこと。 ④ 負担能力のある親族などに扶養されていないこと。 ⑤ 介護保険料を滞納していないこと。 	
<p>対象となるサービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 訪問介護(ホームヘルプ) ② 通所介護(デイサービス) ③ 短期入所生活介護(介護予防を含む) ④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑤ 夜間対応型訪問介護 ⑥ 地域密着型通所介護 ⑦ 認知症対応型通所介護(介護予防を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ 小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む) ⑨ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑩ 看護小規模多機能型居宅介護 ⑪ 介護福祉施設サービス ⑫ 総合事業のうち旧介護予防訪問介護相当サービス ⑬ 総合事業のうち旧介護予防通所介護相当サービス
<p>対象となる費用と軽減割合</p>	<p>介護サービス利用者負担額(1割負担分)、食費、居住費・滞在費の4分の1</p>	
<p>申請に必要な書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書 ② 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請に係る資産等申告書 ③ 世帯全員の所有するすべての資産(普通預金・定期預金、投資信託、有価証券など)が分かるもの <p>※ 預貯金については、通帳の見開きページ(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人などの口座情報が分かる部分)と申請日から2か月前までの期間に記帳した最終記帳ページの写しをご提出ください。</p>	



軽減制度の対象者(2)

対象となる要件	生活保護を受給している方
対象となるサービス	① 介護福祉施設サービス ② 短期入所生活介護(介護予防を含む) ③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
対象となる費用と軽減割合	居住費・滞在費の全額
申請に必要な書類	① 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書 ② 生活保護の受給が分かるもの(生活保護受給証明書など)

軽減制度の対象となる社会福祉法人と介護サービス提供事業所について

三重県ホームページ(<https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/39095022874.htm>)の軽減制度を実施する社会福祉法人及び対象サービス一覧で確認するか、介護サービス提供事業所に直接お問い合わせください。



次に、軽減を受けるための申請方法について説明します。

申請方法

軽減を受けるためには、鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課に必要な書類をそろえて申請します。「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書」及び「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請に係る資産等申告書」は、鈴鹿亀山地区広域連合ホームページからダウンロードできます。また、鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課の窓口でお渡しします。

申請書類の提出・お問合せ先

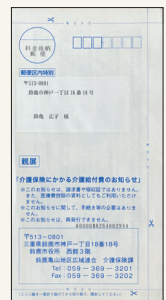
鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課給付グループ(郵送可)
〒513-0801 鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所西館3階
電話:059-369-3201

「介護保険にかかる介護給付費のお知らせ」の終了について

介護保険サービスを利用された方を対象に、3か月ごとに「介護保険にかかる介護給付費のお知らせ」を送付していましたが、令和7年3月をもちまして、このお知らせの送付を終了します。

今後は、利用したサービスの内容や費用については、ケアマネジャーが作成したサービス利用票と、介護サービス提供事業所が発行する領収書などを合わせてご確認ください。

また、サービスの内容や費用などでご不明なことがありましたら、担当のケアマネジャーや介護サービス提供事業所にお問い合わせください。



介護保険 要介護(要支援)認定手続きについてのご案内

介護保険サービスの利用は、要介護(要支援)認定の申請をし、要介護(要支援)認定を受けることから始まります。ここでは、申請から認定までの流れや、認定調査を受けるときのポイントについてお知らせします。

要介護(要支援)認定申請の受付から認定結果通知までの流れ

1. 要介護(要支援)認定申請の受付
2. 主治医意見書作成依頼
3. 認定調査の実施
4. 介護認定審査会の開催
5. 認定結果の通知



1 要介護(要支援)認定申請の受付

認定申請の受付は、鈴鹿亀山地区広域連合と、下記の場所で行っています。
また、介護に関する相談は、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターで行っています。

鈴鹿市 市役所(長寿社会課)、地区市民センター

亀山市 あいあい(地域福祉課)、市役所(市民課)、関支所(地域サービス室)

申請書記入時の注意点

- 「主治医」の欄は、「心身の状況をよく知っている」または「日頃から受診している」医師に申請の了解を得てから、記入してください。
- 「調査立会人の連絡先」欄には携帯電話など、平日の日中に連絡がつく連絡先を記入してください。

2 主治医意見書作成依頼

申請書に記入された「主治医」に広域連合から主治医意見書の作成を依頼します。

3 認定調査の実施

調査員(委託事業所職員など)が自宅などを訪問し、本人の心身の状況や介護されている状況などについて調査を行います。

調査時の注意点

- 訪問する日や時間は、申請書に記入された調査立会人と事前調整を行い、決定します。
- 調査の項目は74項目あり、認定調査にかかる時間は約1時間です。
- 認定調査の実施場所は、日頃の状況を確認できる自宅が原則です。しかし、長期入院中などの場合は、病院などでも行うこともできますので、病院の医療相談員などへ相談してください。

【認定調査についてよくある質問】

Q. 認定調査を受けるのに何か準備が必要ですか？

A. 座った状態と寝た状態で身体の動きを確認しますので、背もたれ付きのいすと、横になれるスペース(可能であれば寝室)をお借りします。

Q. 物忘れがあり心配しています。認定調査ではどのようなことを聞かれますか？
困っていることを、本人の前では話しにくいので・・・

A. 調査時には定められた項目に沿って、日常生活で困っていること、ご家族の方が苦勞されていることなどを確認します。
物忘れに関することなど、本人の前では話しにくいこともあると思います。電話で日程調整をする際に、困りごとをどのようにお聞きするか確認しています。
本人と家族、別々に話を聞くこともできますので、気兼ねなく相談してください。

【認定調査を上手に受けるポイント】

- ・ 困っていることは事前にメモにまとめておき、調査員に伝えてください。
- ・ 日頃の状況を正しく確認するため、生活の様子や困りごとをよく知っている家族の方などに立会人として調査への同席をお願いしています(場合によっては本人のみでの調査を行うことも可能です)。



【参考 認定調査の主な項目について】 以下の内容などについて確認します。

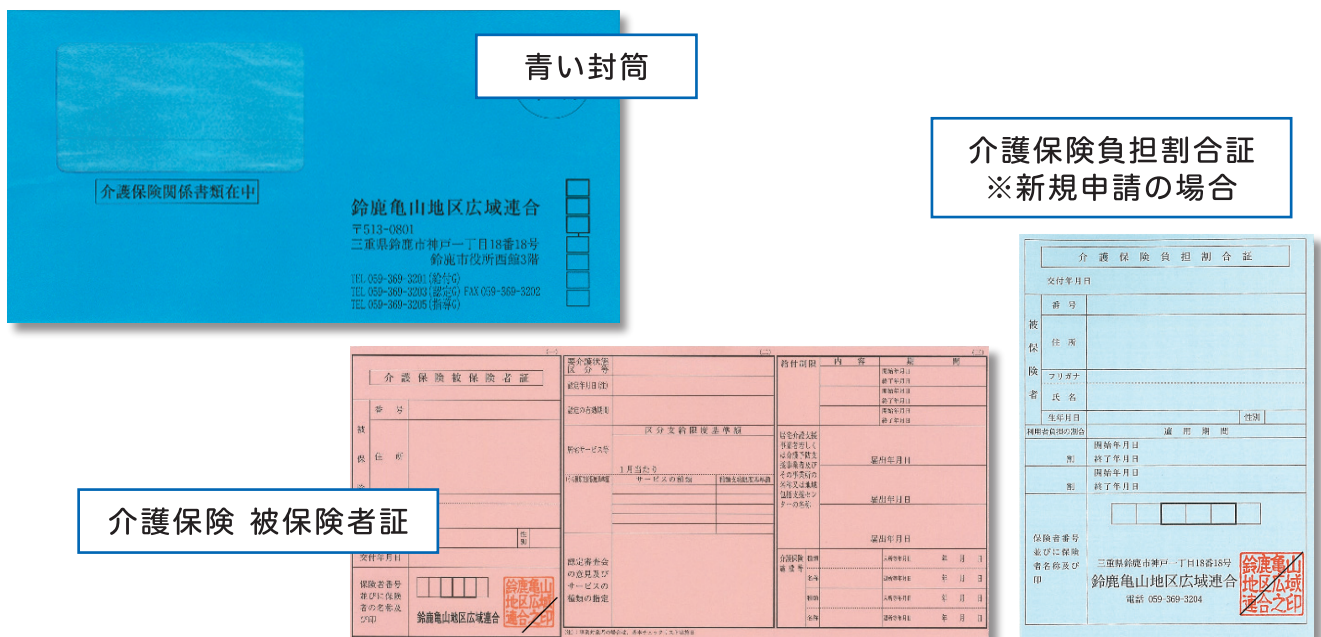
身体機能・起居動作	いすに座ってどのくらい手足を動かせるか 寝たり起きたりの動作がどのようにできるか 歩行の様子 など
生活の機能	普段の食事、排せつ、着替えなどの様子 外出の機会 など
認知機能	生年月日や年齢の理解ができているか 今の季節、場所の理解ができているか など
精神・行動障害	ひどい物忘れなどはないか 同じ話を繰り返すことはないか など
社会生活の適応	薬の内服をどのようにしているか 普段の買い物はどうしているか など
過去14日間に受けた特別な医療について	点滴、透析、ストーマ(人工肛門)の処置を受けているか 人工呼吸器、尿カテーテルなどを使用し管理されているか など

4 介護認定審査会の開催

認定調査の結果と主治医意見書をもとに、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャーなどで構成する合議体の審査会でどのくらいの介護が必要か審査し、要介護度を決定します。

5 認定結果の通知

認定結果は、広域連合から新しい被保険者証とともに、地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所の一覧を同封して送付します。



介護保険サービスの利用

介護保険サービスを利用するには、地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所などと契約し、利用するサービス内容を盛り込んだケアプランを作成する必要があります。要介護度に応じて利用できるサービス内容も異なる場合がありますので、認定結果の通知に同封の地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所の一覧を参照し、サービスの利用について相談してください。

また、訪問型サービス(ホームヘルパー)や通所型サービス(デイサービス)のみの利用を希望する65歳以上の方は、基本チェックリスト(25項目)で事業対象者と判定されると、要介護認定を経ずにサービスを受けられる場合もありますので、広域連合介護保険課またはお住まいの地域を担当する地域包括支援センターに相談してください。



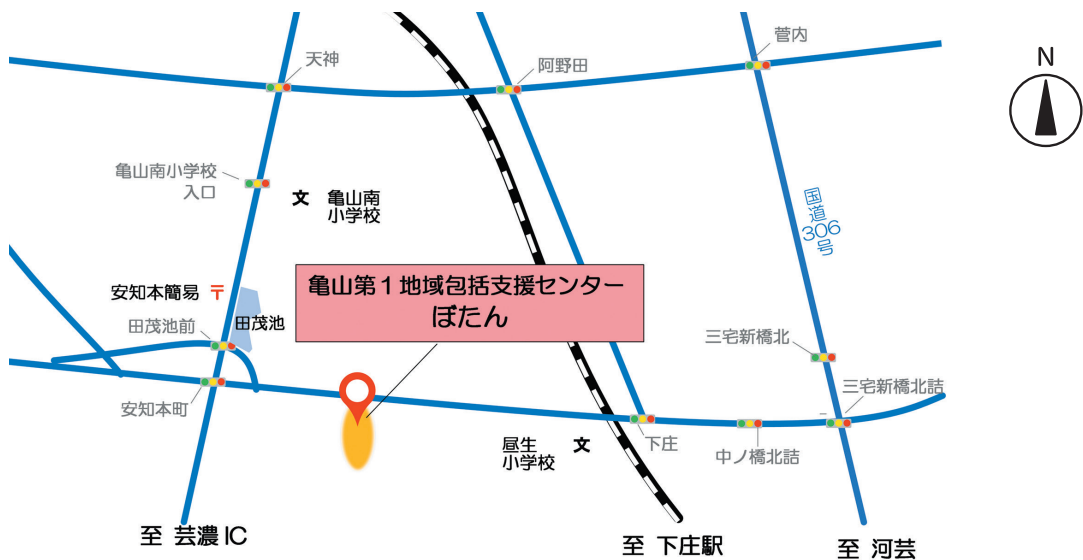
地域包括支援センター 移転のお知らせ

令和7年4月1日に高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターのうち、亀山第1地域包括支援センター「ぼたん」、亀山第2地域包括支援センター「もくれん」、鈴鹿第6地域包括支援センター「つゆくさ」の3か所が移転します。

亀山第1地域包括支援センター ぼたん



亀山市田茂町500番地（あんぜんの丘総合福祉シティ内）
【電話】0595-96-8686 【FAX】0595-96-8685（変更なし）



亀山第2地域包括支援センター もくれん



亀山市住山町字大掛590番地1（特別養護老人ホーム安全の里内）
【電話】0595-97-3331 【FAX】0595-97-3332（変更なし）



鈴鹿第6地域包括支援センター つゆくさ

鈴鹿市地子町字金生水620番地1（デイサービスきらめき内）
【電話】059-389-5959 【FAX】059-389-5960（変更なし）



地域包括支援センターでは、高齢者や家族の悩み、認知症への不安や、財産管理の不安など、さまざまな相談を受け付けています。お住まいの地域を担当する地域包括支援センターへ、まずはお気軽に電話でご相談ください。

広域連合議会の動き

総務課 059-369-3200

令和6年12月25日に鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会が開催され、新たに深水隆司議員が副議長に選出されました。

広域連合議会の体制

議長 船間 涼子 議員 副議長 深水 隆司 議員
監査委員 山口 善之 議員

加藤 公友 議員	森 美和子 議員
田中 通 議員	森 喜代造 議員
高橋 さつき 議員	水谷 進 議員
福沢 美由紀 議員	櫻井 清蔵 議員
中西 大輔 議員	



発行/鈴鹿亀山地区広域連合

〒513-0801 鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所西館3階

TEL 059-369-3200 FAX 059-369-3202

ホームページ <https://www.suzukakameyama-kouiki.jp/> E-mail skkouiki@mecha.ne.jp